

広域住民避難計画の作成意義

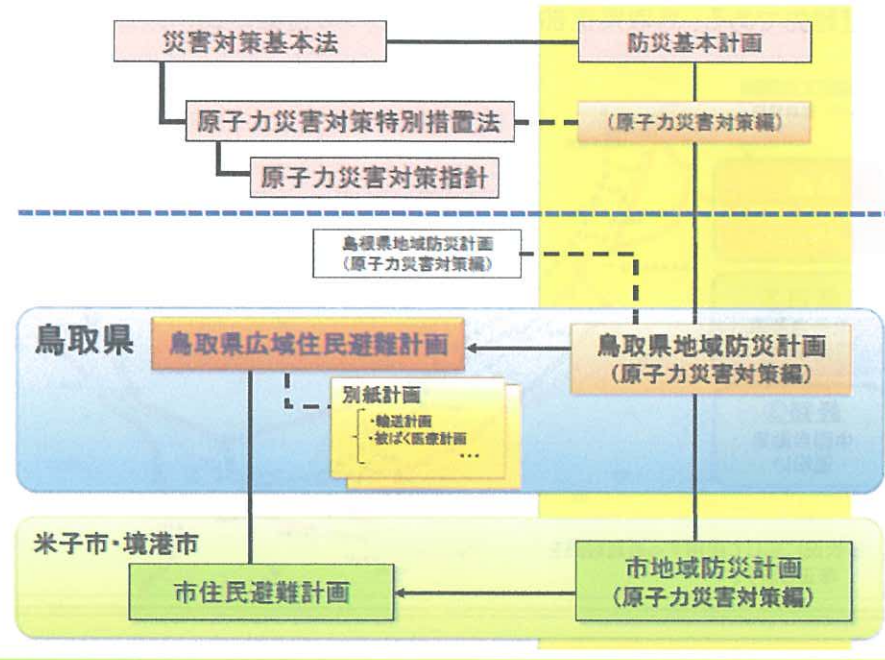
- ① 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。
※仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
 - ② 万が一、事故が発生した際は、その時の状況に応じて計画を変更し必要な対応を行う。
○ 平時から事前準備が出来る ……ゼロから対応しなくて済む
 - ・事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない
 - ・必要な資機材等をあらかじめ準備することができる
 - ・関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施
- **迅速な対応が可能となる**

原子力災害の特徴

- ① 原子力災害が発生した場合には、**被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難**となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに**五感で感じることができない**ため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての**基本的な知識と理解が必要**
 - ・放射能の強さは、時間とともに自然に弱くなる。
 - ・一度にたくさんの放射線を受けると、身体に影響があらわれる。身体の中には、影響を受けやすい部分と受けにくい部分がある。
- ④ 原子力に関する**専門的知識を有する**機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
 - ・原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)で情報共有や相互協力を行う。
 - ・必要に応じて専門家の派遣を要請。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、**事故発生時から継続的に健康管理等を実施**することが重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、屋内退避・避難等の防護措置を実施することが重要

鳥取県広域住民避難計画の位置づけ

- ・地域防災計画に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたもの
- ・どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画



避難計画作成にあたっての想定条件等

- ① 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ(30km圏内)内の全住民避難が必要となったことを想定
- ② 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする(使用の可否を優先的に把握するものとする)
- ③ 自家用車による避難を7割とし、残りはバス等の公共交通による避難が行われると想定
(注)上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、**事故が起きた場合は、実際に避難等が必要である全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施**します。

＜計画にあたり特に重視した点＞

- ・住民への情報伝達
- ・迅速な防護措置(屋内退避、避難等)の実施
- ・段階的避難の実施
- ・要配慮者等の避難

＜想定避難者数＞ 約7.3万人(境港市、米子市)

(上記に観光客や通勤、通学者は含んでいませんが、これらの方についても屋内退避、避難等の防護措置を行います)

避難元	避難者数	鳥取県内避難先
境港市	約3.6万人	鳥取市、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市、倉吉市、東伯郡

※不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の避難予備を確保

原子力防災対策を重点的に充実すべき地域

※防護資機材の準備等の事前対策を重点的に行う区域で、防護措置の実施範囲を限定するものではありません。

○予防的防護措置を準備する区域

(PAZ: Precautionary Action Zone): 概ね5 km

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域

○緊急防護措置を準備する区域

(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone): 概ね30 km

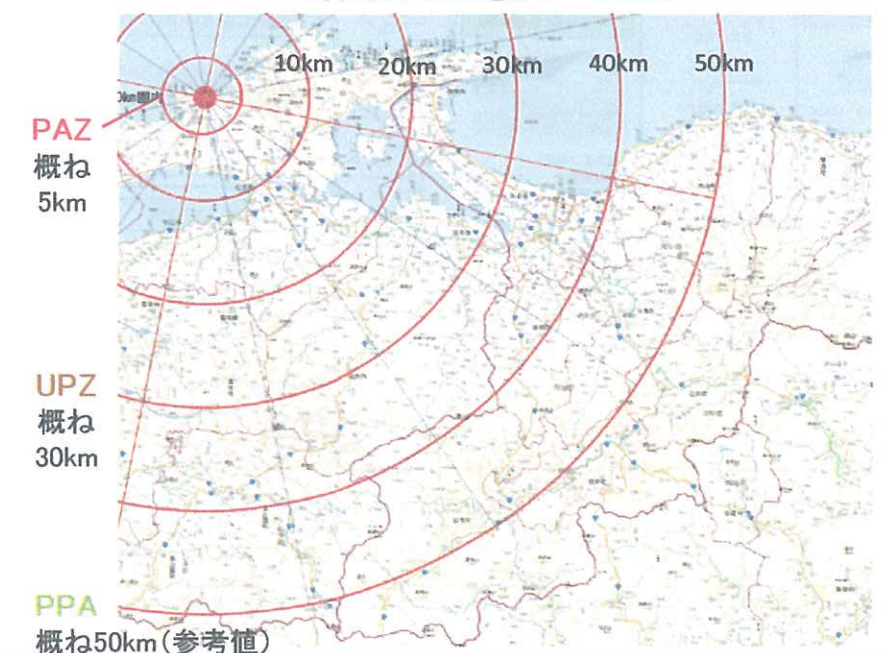
国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA: Plume Protection Planning Area): 概ね50 km(参考値)

放射性物質を含んだプルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)による被ばくの影響を避けるため、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など状況に応じて追加の防護措置を実施する地域。
※ 具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方は、国で検討される予定

島根原子力発電所からの距離

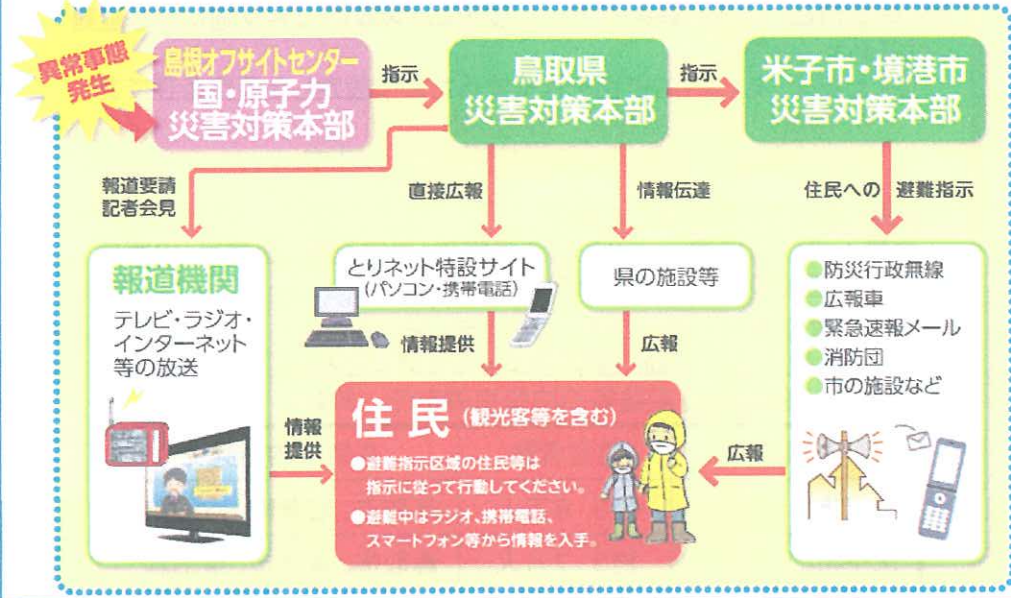


鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の概要(平成25年度修正)について(2)

避難までの主な取組

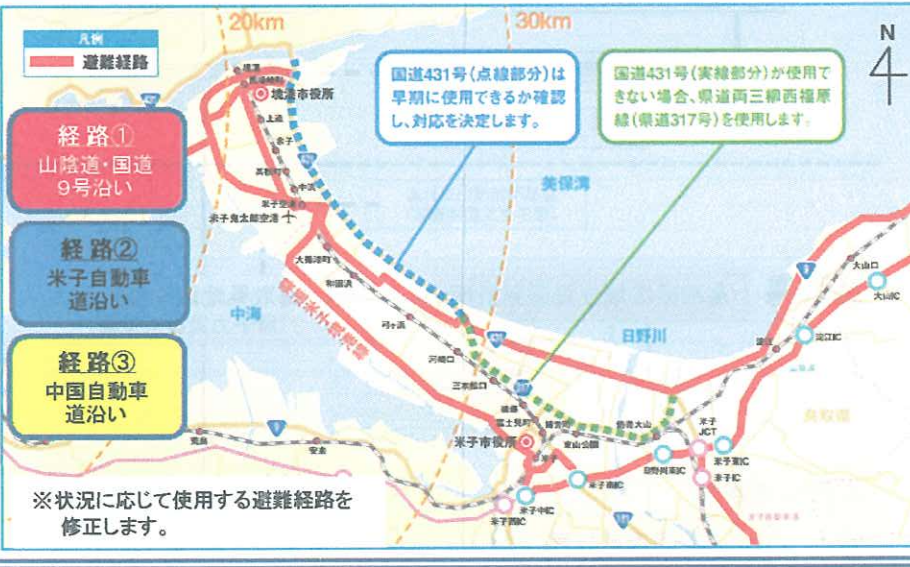
住民への情報伝達

- ・防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオなど多様な手段による情報の伝達
※避難中の住民に情報を届ける
- ・県と市の役割分担による効果的な実施
※要配慮者等についても配慮



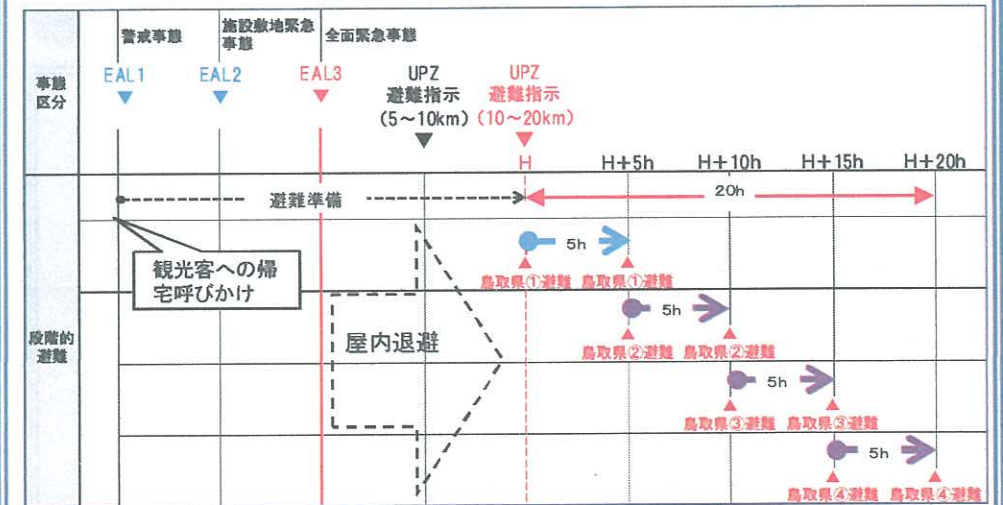
避難経路の確保

- ・道路管理者(国、市町村、NEXCO西日本等)や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行います。
- ・国道431号は、津波に影響を受けることが想定されており、早期に使用可能であるか確認します。
- ・避難先である、鳥取県東部・中部へは、3つの避難経路に分かれて避難



段階的避難の実施

- 1 発電所に近い地域から段階的に順次避難
- 2 円滑な避難実施を行うため避難区域を4分割し、5時間間隔で避難を行う。
→ 渋滞の回避(平均走行時間の短縮=被ばくリスクの低減)

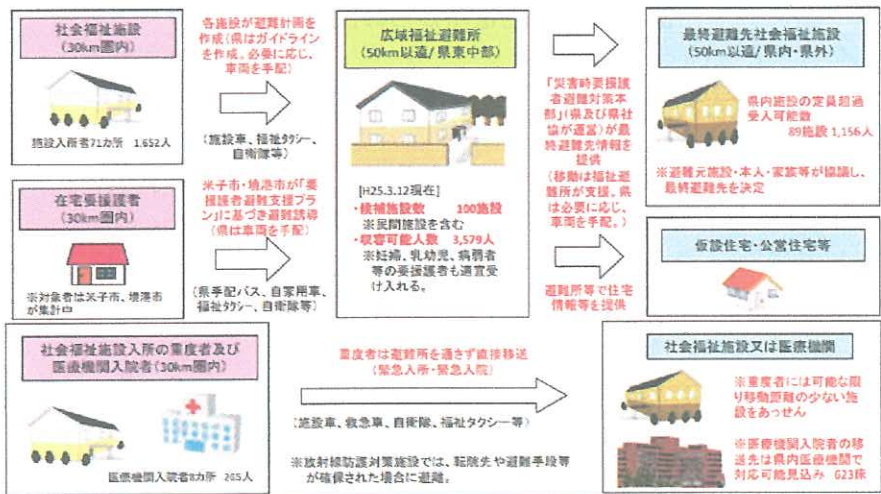


- 3 自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、鉄道、海路、空路を補完手段とし、それぞれの特性を踏まえた上で、最適な避難手段を決定する。

輸送手段	特性(メリット)	留意すべき点
共通事項	大量または迅速な輸送が可能	確実に確保できるとは限らない
鉄道	大量輸送が可能。渋滞の影響を受けない(定時運行が可能)	単線であり、運行に限界がある。地震による影響を受ける。
船舶	大量輸送が可能。渋滞の影響を受けない	大型船舶は接岸に制約がある。天候や地震・津波による影響を受ける。
航空機	遠隔地までの速やかな輸送が可能	天候による影響を受ける
ヘリコプター	離発着可能箇所が多い	輸送可能数が限定的。天候による影響を受ける。

要配慮者の避難

- ・優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- ・避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋に屋内退避を行う。
- ・放射線防護対策施設では、転院先や避難手段等が確保された場合に避難。



- 要配慮者の円滑な避難に向けた体制づくり
⇒ 米子市・境港市の要配慮者の個別支援プラン作成
⇒ 避難元の社会福祉施設における避難プラン作成
⇒ 避難に必要な車両の確保
- 広域福祉避難所の円滑な運営体に向けた体制づくり
⇒ 市町村等による運営マニュアルの作成の促進
⇒ 必要な介護人材・資機材(ベッド、毛布等)の確保

スクリーニングの実施

- ・避難経路上でスクリーニングを実施
- ・スクリーニング会場では、避難者を総合的に支援(食糧、水、トイレ、事故情報等)



児童生徒等の避難

- ・児童、生徒については、健康影響を考慮し、優先避難を実施
- ・学校等による避難
避難指示が出された場合、その指示に従い、保育所や学校等の園児、児童、生徒及び学生等は、全員をUPZ外に避難を行う。
- ・児童生徒の学力に影響がでないよう、応急教育を行う。